

令和6年4月10日

保護者 様

県立氷上西高等学校
校 長 中西 孝弘

学校感染症による出席停止報告について

麗春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に感染した場合、同施行規則第19条に定められた期間は、出席停止となります。出席停止の対象となる感染症の種類は、下記の通りです。該当する感染症に感染した場合は、保護者の方が必ず学校へ電話連絡をしてください。再登校に当たっては、原則として、医師等が記入する治癒証明書の提出は、不要です。医師に指示された期間は、治療に専念してください。

なお、基本的な感染症対策（手指衛生や換気など）を徹底していただき、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

【学校感染症の種類】

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症は、第1種の感染症とみなす